

令和6年5月30日

保護者 様

岡山市立旭竜小学校
校長 友田 雅人

非常変災時における臨時休業等の対応について

平素から、本校の教育にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、岡山市教育委員会「気象警報発令等による臨時休業判断基準」等を踏まえ、旭竜小学校では下記の対応を考えておりますので、ご確認いただき、ご協力をお願いいたします。

記

I 登校前

(1) 次の場合は、**臨時休業**になります。

- ①午前6時30分の時点で、岡山市に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかが発令された場合。
- ②午前6時30分の時点で、高島中学校区内で「警戒レベル4（避難指示）」が発令された場合。
- ③前日の午後5時から当日の登校時刻までに、岡山市に震度5弱以上の地震が発生した場合。

(上記①～③を以下「特別警報等」と表記します。)

(2) 次の場合は、臨時休業になりませんので、原則として**平常通り登校**させてください。

- ①「特別警報等」が発令されていない場合。
- ②「特別警報等」以外の警報（大雨、洪水、波浪、高潮）の場合。

(3) 「特別警報等」が発令されていなくても、次の場合は、**保護者の判断で登校を見合わせ、学校へ連絡**してください。

- ①登校しようとした時点で、今後、暴風や大雪等が激しくなることが予想される場合。
- ②河川の増水やがけ崩れ等、通学路近辺に危険が生じている場合。
- ③その他、雷・竜巻などの激しい突風、降ひょう、局地的な激しい雨などが見られる場合。

2 登校後

(1) 登校後に「特別警報等」が発令された場合は、気象状況や周辺の状況に応じて、**学校に待機させるか、早期下校（一斉下校）させるかを判断**します。状況によっては、**学校での児童引き渡しをお願いする場合**も考えられます。

(2) 登校後すぐには「特別警報等」が発令されていなくても、その後、発令の可能性が高い場合は、**発令前に授業を打ち切り、早期下校（一斉下校）**に向けた対応を取ります。

(3) 登校後に**震度5弱以上**の地震が発生した場合は、原則として学校に待機させます。通信手段の確保が難しい場合も想定されるため、学校からの連絡がなくても、**保護者の方等の引き取り**をお願いします。その際、身分を証明するものを提示してください。

3 その他

- 「特別警報等」発令の有無については、**テレビやインターネット等の情報**でご確認ください。
- 次の場合には、**保護者連絡ツール、ウサギメール、電話、またはプリント配付等**を通して、保護者の皆様にできるだけ早く情報発信します。
 - ①「特別警報等」が発令された場合（学校の対応について）。
 - ②翌日に「特別警報等」の発令が予想されるため、翌日の給食を実施せず、午前中に下校することになった場合。
 - ③その他、緊急のお知らせがある場合。
- 「特別警報等」が発令された場合、くすのきクラブは中止になります。